

みなさんこんにちは。

ここでは、12月11日(日)に実施されます、「ビジネス実務法務検定試験®(第40回)」について、「**試験直前予想！これだけは押さえる鉄板論点**」と題して、本試験までに押さえておいて欲しい論点を全5回でピックアップし、みなさんと一緒に確認していきたいと思っています。

ご承知の通り、「ビジネス実務法務検定®」の試験範囲は多岐にわたりますので、ここでは試験範囲の中からテーマを絞り、“出題される可能性が高い分野の論点”をピンポイントにみていくことにします。

3級については、まず過去に何度も問われている問題を「**鉄板過去問**」と称して確認していきます。次に、注意する周辺論点があれば「**周辺過去問**」として取り上げ、最後に「**予想問題**」を解くという流れでみていきます。

2級については、まず「**出題が予想される論点**」を示し、その中から「**要チェック問題**」を取り上げます。解説では**プラスアルファ**として覚えておいて欲しい知識も囲みで載せておきますので、そちらもチェックしましょう。

それでは、早速ですが、第1回のスタートです。

第1回は、「**株式会社の機関**」を中心に、**商法・会社法の分野**を取り上げます。

### 3 級

3級では、会社法の分野の中でも、「機関」についての出題が中心となります。会社の機関では、「**取締役**」と「**支配人**」に関する問題が非常によく出題されています。取締役と支配人については、ご自分のテキストと問題集をもう一度しっかり確認しておいてください。

#### **鉄板過去問**

① 株式会社では所有と経営が分離されているため、会社法上、株式会社の株主は、当該株式会社の取締役に就任することができない。

(第39回第1問イ、第38回第4問イ、第31回第1問ウ)

② 支配人は、会社の許可を受けなければ、他の会社の取締役、執行役または業務を執行する社員となることはできない。

(第39回第8問カ、第37回第10問ウa、第34回第6問オ②)

① × → 会社法にそのような規定はない。株主も取締役にになれる。

② ○ → 支配人は**営業禁止義務**を負うので、会社の許可を得なければ、他の会社の他の会社の取締役、執行役または業務を執行する社員となることはできない。

また、直近の過去問では、以下のような周辺知識も問われています。

### 周辺過去問

- ① 株式会社と取締役との法的関係は、民法上の雇用であり、取締役は、使用者である会社の指揮命令の下にその職務を執行する。(第35回第10問ウ②)
- ② 会社法上、株式会社の支配人は、重要な職務を執行する会社の使用人であるから、取締役会ではなく、株主総会において選任されなければならない。(第39回第1問ク)

- ① × → 会社と取締役との法的関係は、民法の委任に関する規定に従う。
- ② × → 支配人の選任は、取締役会設置会社の場合、取締役会が行う。ちなみに、取締役の選任は、株主総会で行う点もチェックしておくこと。

また、株式会社の機関について、取締役と支配人以外では、直近の試験で「**株主総会** (第37回第3問エ)」, 「**監査役** (第37回第1問エ)」が出題されています。過去問をお持ちの方は、上記の第37回の問題を解いておくことをおすすめします。

### 予想問題

- ① 株式会社の取締役が、会社が負担している債務を保証する場合、事前に株主総会（取締役会設置会社では取締役会）の承認を受けなければならない。
- ② 会社が、支配人の代理権に制限を加えた場合、当該制限を知らない善意の第三者に対しては、その制限を主張することができない。

- ① × → 会社が負担する債務を取締役が負うのだから、利益相反取引には当たらない。取締役が負担する債務を会社が負う場合と区別すること。
- ② ○ → 代理権に制限を加えた場合は、善意の第三者に主張することができない。

## 2 級

2 級では、「機関」に限らず、会社法の知識全般が問われます。また、商法の分野では「仲立人」と「代理商」が出題されています。

### 出題予想論点

- |              |          |
|--------------|----------|
| ①株主総会（招集、議決） | ③募集株式の発行 |
| ②監査役         | ④仲立人     |

上記以外では、「株式会社の設立」、「株主の権利」、「計算書類」、「会社分割」についても押さえておく必要があります。お手持ちのテキスト、問題集で確認しておきましょう。

### 要チェック問題

① 株主総会【直近の出題：第38回2-1、第37回3-3、第35回1-4】

取締役会設置会社は、株主総会を開催する場合において、書面または電磁的方法による議決権行使を認めることとしたときは、株主総会の招集通知を会日の2週間前までに発しなければならない。

② 監査役【直近の出題：第37回8-2、第36回10-3、第35回6-4、第34回1-2】

監査役会を設置するためには、少なくとも3名の監査役を選任しなければならず、その過半数は社外監査役である必要がある。

③ 募集株式の発行【直近の出題：第38回7-4、第37回6-1、第34回5-3】

公開会社が株主以外の第三者に株式を割り当てる方法により募集株式の発行をするときは、原則として、株主総会の決議により募集事項を決定しなければならない。

④ 仲立人【直近の出題：第38回10-3、第36回8-1、第34回8-1】

仲立人は、商法所定の事項を記載した帳簿を保存する義務を負い、当事者の請求があれば、その当事者のために媒介した行為についての帳簿の謄本を交付しなければならない。

① ○ → 株主総会の招集期間について、「書面または電磁的方法による議決権行使を認めることとした」株式会社は、2週間である。

- ・公開会社、書面または電磁的方法による議決権行使を認めることとした株式会社 → 2週間
- ・公開会社でない取締役会設置会社 → 1週間
- ・取締役会設置会社以外の会社 → 1週間（定款で短縮可能）

② × → 監査役会設置会社において、監査役の員数は3人以上で、そのうち半数以上が社外監査役である必要がある。「過半数」ではない。

- ・定款で監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定することができる会社 → 「公開会社でない会社」で、「監査役会と会計監査人を置かない会社」

③ × → 「公開会社」が、株主以外の第三者に株式を割り当てる方法により募集株式の発行をするときは、原則として、取締役会の決議により募集事項の決定をする。

- ・株主以外の第三者に株式を割り当てる方法による募集株式の発行の決定機関  
→ 公開会社：（原則）取締役会  
→ 公開会社でない会社：（原則）株主総会、

- ④ ○ → 商法 547 条第 1 項, 第 2 項。仲立人は, 帳簿に各当事者の氏名, 商号, 行為の年月日およびその要領を記載しなければならない。また, 当事者は当該帳簿の謄本を交付を請求できる。

・仲立人の義務

①善管注意義務, ②見本保管義務, ③結約証交付義務, ④帳簿の作成および謄本交付義務, ⑤氏名・商号の黙秘義務, ⑥履行責任

・仲立人の権利

①給付受領権限,

②報酬請求権 → 各当事者の氏名または商号, 行為の年月日およびその要領を記載した書面を作り署名または記名押印の後, これを各当事者に交付しなければ, 報酬を請求することができない。

次回の第 2 回は, 「損害賠償の法律関係」をみていきます。